

作 業 基 準

制 定 2009 年 4 月 1 日

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、敦賀湾内での旅客定期・旅客不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 運航管理者または運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取りおよび綱放し等の作業を実施する。

第 3 章 危 険 物 等 の 取 扱 い

(危険物等の取扱い)

第 3 条 当社は、危険物の運送は行わないこととする。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するかまたは一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。

ただし、原則として船室に持込むことは拒絶しなければならない。

3. 陸上作業員または乗組員は、旅客の手荷物、小荷物、その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者または船長の指示を受けて運送申込人の立会いの下に点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4. 船長および陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、ただちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗 下 船 作 業

(乗船作業)

第 4 条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2. 離岸10分前になったときは、乗組員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図をする。
3. 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
4. 陸上作業員および乗組員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、乗組員は船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第 5 条 乗組員は、離岸時刻 1 分前になったときは、見送り人等が、離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第 6 条 陸上作業員は、着岸時刻 3 分前になったときは着岸準備を行ない、着岸に際しては迅速確実に綱取作業を実施する。

(係留中の保安)

第 7 条 船長および運航管理者または運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップまたは歩み板等の保安に十分留意する。

(下船作業)

第 8 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員および乗組員に合図する。

2. 乗組員は、陸上作業員と協力して歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 9 条 運航管理者または運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所または発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時および船内においては係員の誘導に従うこと
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為または迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 10 条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所および着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号・避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船および非常の際には係員の指示に従うこと

(乗船旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 11 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。ただし、20トン以上の船舶には適用しない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。